

京都府総合計画・地域創生戦略推進会議設置要領

(設置)

第1条 京都府総合計画及び京都府地域創生戦略を着実に推進するため、有識者の意見を聴取する「京都府総合計画・地域創生戦略推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府総合計画
- (2) 京都府地域創生戦略
- (3) その他前各号に掲げる事項を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、学識経験者その他の識見を有する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 会議に座長及び副座長を置く。
- 4 会議は、知事が招集する。
- 5 座長は、会議の議事を運営する。
- 6 副座長は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。